



中橋 友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問 非正規町職員の雇用条件の改善を

答 賃金や休暇等の処遇改善に努めており、今後も法改正による国の動向を踏まえて十分検討を進める

問 増え続ける非正規労働者は全国で2千万人を超え、労働者全体の4割に上り、貧困と格差拡大の要因となっている。地方自治体における非正規職員も増え続け「官製ワーキングプア」が社会問題になっている。幕別町も非正規職員が多く、これまでも処遇の改善を求めてきたが、改めて現状と改善について、次の点を伺う。

- (1) 非正規職員の現状は。
- (2) 非正規職員の人数、総職員に占める割合、女性の比率は。
- (3) 5年以上勤務の職員数と勤務年数は。
- (4) 各種手当や休暇の保障は。
- (5) 4月から民間雇用において、5年以上勤務した場合、本人の申し出により無期雇用に転換できる法改正があった。幕別町でも検討を。
- (6) 地方公務員法、自治法の改正により、新たに一般職の会計年度任用職員制度を創設することが定められた。幕別町の対応は。
- (7) 恒常的に人員が必要な職種は、臨時職員対応ではなく職員定数を増やして対応するべきと考えるが。

町長 (1) 嘱託保健師や嘱託徴収員、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士等の臨時職員など、多様な雇用形態の臨時職員を任用し、平成30年2月1日現在、代替職員を除く総体人数は242人、全職員に対する比率は50・1%、非正規職員のうち女性の占める割合は75・6%となっている。

- (2) 臨時職員は、地方公務員法の規定に基づき「6か月を超えない期間で任用し、さらにその任用を6か月を超えない期間で更新」しており、最長でも1年に満たない期間の任用としている。しかし、臨時保育士や給食調理員、特別支援教育支援員等、応募者数が少ない職種は、結果的に同一人が再び任用されることもあり、5年以上の任用は、臨時保育士で22人、給食調理員で15人、特別支援教育支援員で7人など、合計77人となっている。また、勤務年数は、最長が忠類学校給食センターの調理員で平成6年から24年任用している職

員が1人、10年以上任用している職員が24人、それ以外は10年未満の任用となっている。

- (3) 通勤手当、時間外勤務手当を支給しており、嘱託職員には、これに加え12月の期末手当を支給している。休暇は、任用期間に応じて最大年間12日間の年次有給休暇を付与しており、嘱託職員には、このほか病欠休暇、忌引休暇、夏季休暇を付与している。
- (4) 地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、最長でも1年未満の任用を基本としており、無期雇用とすることは考えていない。

- (5) 法が施行される平成32年4月に向け、国からの情報や近隣市町村の動向を踏まえながら、任用、勤務条件について十分検討を進めた。
- (6) 本町の職員数は、平成20年に策定した「幕別町定員適正化計画」の中で、退職者数に対する新規採用者数の補充率を4割と定め、計画的に職員の補充を実施した結果、人件費の削減において、大き

な財政的効果をもたらしたと考えている。しかし、近年多様化、複雑化する住民サービスへの対応や、国・北海道からの権限委譲等による業務の増加などから、業務量に見合った適正な職員配置に努めており、平成25年からは退職者数に見合う新規採用者の補充を実施している。また、平成26年から27年にかけて、第3次幕別町行政改革大綱推進計画に定める組織力の強化、機動性の向上および住民の利便性を図るため、町民からわかりやすく、機動性に富んだ行政組織・機構とした。今後においても、業務量やその内容を精査するとともに、「会計年度任用職員」制度の状況等を見極め、適正な職員の配置に努める。

